

施設の食費や居住費が軽減されます（介護保険負担限度額認定のご案内）

介護保険の負担限度額認定とは、介護保険施設（◇給付対象施設参照）の利用者が負担する食費や居住費を、所得等に応じて軽減する制度です。（ショートステイの利用を含みます。）

◇給付対象施設

- 特別養護老人ホーム
 - 老人保健施設
 - 介護医療院
 - 地域密着型特別養護老人ホーム
- 短期入所施設（ショートステイ利用含む）

◇給付要件

次のいずれの要件にも該当する方が対象となります。

1 世帯全員が住民税非課税

※本人は施設に住所があり、配偶者と別世帯にしている場合・・・その配偶者も住民税非課税であること。

2 本人及び配偶者の方の預貯金額等が一定額以下（下記の表及び裏面をご参照ください）

	本人の年金等収入額	預貯金額
第二段階	年金等収入80.9万円以下	650万円以下（夫婦の場合は、1650万円以下）
第三段階①	年金収入等80.9万円超120万円以下	550万円以下（夫婦の場合は、1550万円以下）
第三段階②	年金収入等120万円超	500万円以下（夫婦の場合は、1500万円以下）

※2号被保険者（64歳以下で、介護認定を受けている方）は、預貯金額等1000万円（夫婦の場合は、2000万円）以下

◇申請に必要なもの

1 介護保険負担限度額認定申請書（同封）

2 同意書（同封）

3 被保険者本人及び配偶者の方がお持ちの全ての通帳の写し

※通帳記帳を済ませてから、①、②両方のコピーをお取りください。

- ①通帳見開き1ページ目（銀行名・支店・口座番号・名義がわかる部分）
- ②直近2ヶ月分の流れの記帳があるページから最終の残高が判るページまで
 - 年金受給されている方は、年金振込の記帳部分もコピーしてください。
 - 定期預金、積立預金をお持ちの場合はそのページの写しを、証書でお持ちの場合はその写しを添付してください。

※申請書の「預貯金等に関する申告」の「預貯金額」の欄に残高の合計金額を記入してください。

4 その他の預貯金等の証明の写し

被保険者本人及び配偶者の方が下表の資産をお持ちの場合はその証明（写し）が必要です。

資産名	必要な書類	申請書記入欄
有価証券 （株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）	「預貯金等に関する申告」の「有価証券」の欄に金額を記入してください。
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）	「預貯金等に関する申告」の「その他」の欄に内容と金額を記入してください。
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）	
手持ち金（現金）	なし（申請書に記入してください）	
負債（借入金・住宅ローン等）	借用証書など	

※これらの資産をお持ちでない場合は、申請書の該当欄に0円と記入してください。

＜以下は、今回の手続きにおいては資産に含みません＞

生命保険、自動車、不動産、貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの）
その他高価な価値があるもの（絵画・骨董品・家財など）は、預貯金額に含まれません。

＜生活保護受給者の方＞

申請日現在、被保険者本人が生活保護を受給している場合は3、4の写しは不要です。